

富山市通学路安全対策連絡会議設置要綱

(設 置)

第1条 富山市立小学校における通学路の安全の確保を図るため、富山市通学路安全対策連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

通学路における安全確保の取組を着実かつ効果的に実施するための基本方針を策定し、当該方針に基づく取組を推進すること。

(組 織)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、富山市教育委員会学校教育課長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、国土交通省、富山県、富山県警察、学校関係機関、地域の代表機関および富山市をもって組織し、機関等の代表者又は代表者から委任を受けた者とする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、富山市において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で決定する。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。